

受託研究の制度と概況

生産現場に発生する技術的实际問題を取上げて研究する受託研究は、設立以来生研の特色として運営されてきた。昭和 24 年新しい受託制度を作る小委員会が作られ、第二工学部受託規程等を参考として、新しい受託規程および受託処理規程が制定され、25 年 3 月 11 日から施行されている。その際特許権や研究発表の問題も討議した結果、受託研究によって生じた発明特許権の実施は、委託者の優先的使用を認め、また研究発表が委託者の利益に影響ある場合は、2 年まで発表を猶予する等の措置ができることになっている。これは国立大学の研究所としての使命と委託者の利益問題とを突合せてみてその適正点を求めた結論である。

実際の受託研究受理は、24 年度に 3 件実施したのが始まりで、その後受託件数が上がり、今日までの 10 年間に表のような実績を挙げる事ができた。

年度別 研究分野	昭和24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	計
応用物理	1	10	3	7	5	14	8	4	2	1	55
機械	1	7	13	13	14	12	17	7	4	6	94
電気	—	1	11	10	7	3	5	3	—	1	41
応用化学	1	4	5	7	5	3	2	4	—	5	36
冶金	—	—	2	1	4	3	1	3	—	3	17
土木	—	3	5	5	1	2	6	2	1	5	30
建築	—	2	2	—	—	2	4	4	1	1	16
計	3	27	41	43	36	39	43	27	8	22	289

国費として受ける受託研究予算は毎年一定の金額を予定するので、満額となって以後や、年度変りの時期の委託者の要求を容れるため、当所の外郭団体の生産技術研究奨励会でも一部を受けて活動するようになった。この活動は 27 年から行われたが、近年は、この受託件数も相当数になり、33 年までに 290 件を数えるに至った。

次に研究が委託される発生原因を考えてみると、1) 工場における設計あるいは生産の過程に発生した問題を委託してくるもの。2) 生研の研究が完成し、または発表され、それを知った会社等がこれに関連ある事項を委託してくるもの。3) 生研の研究者と会社側の技術者との話し合いが機縁となり、まとまった新しい研究問題を委託してくるもの等があり、またまれに 4) 生研の研究に協力する意図で委託研究となったものもある。受託研究は、研究内容が生研の研究計画の範囲にあるもので生産技術の向上に広く役立つものが

望ましく、且つ受託予算額がいずれにも不当でないよう等各種の見地から検討するため、必ず所の正式の運営機関で審議の上受託を決定することになっている。

受託研究としての生産技術の解決は、一研究者が行うものの外、問題によっていくつかの専門分野の協力により、多角的に研究した方がよいものもある。生研の研究組織および規模は、こういう後者の場合に特色を発揮している。また基礎部門と応用部門を持ち、その過程を研究できる組織を持っていることは、大学の研究所にあっても異色のあるところであろう。生研の陣容には限界があるが、研究方針の決定・研究遂行の指導面では余裕があり、具体的な研究作業の実施の面で狭路を感じているので、現有勢力にさらに多数の研究補助者を配置できるならば、研究能力は何倍か高まることであろう。

わが国では、実際上の問題を対象としてこれの解決を求めるいわゆる応用研究を、基礎研究に較べてやや軽視する傾向があり、工場等で応用研究を採り上げた場合にも比較的若い技術者に担当させる傾向が見られるが、当所のように、各専門に関して基礎的な研究を重ねてその方面の深い経験と学識を持つ研究者が、工場から委託される現実の問題の解決に当ることは、問題点の根本的な検討がなされるので、わが国の工業と工学との谷間を埋めるために大きな効果が期待される。

また、実験室的段階の応用研究は一応完了して、これを実際上に工業化に移す時の各種の問題を研究する、いわゆる開発研究が、わが国で最も欠けている研究といわれているが、これの指導を委託されたものもすでに数件あり、また開発研究そのものを委託しようとするきざしがあるのは、注目すべきことである。